

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	2	府 省 庁 名 <u> 農 林 水 産 省 </u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u> 固定資産税 </u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	認定就農者のために農業協同組合等が取得した一定の償却資産の課税標準の特例措置の2年延長等	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農協等^{※1}が、地域計画の目標地図^{※2}に位置付けられた認定就農者^{※3}に利用させるために取得した機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物（以下、「機械装置等」という。）の固定資産税の課税標準を軽減。</p> <p>※1 農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）、農業協同組合連合会、農事組合法人</p> <p>※2 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、将来の地域の農用地の利用について農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図に明確化したもの。</p> <p>※3 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づき市町村から青年等就農計画の認定を受けた者。</p> <p>・ 特例措置の内容 上記の償却資産に対して新たに課税されることとなった年度から5年度分に限り、課税標準の3分の1を控除する。</p> <p>以上の特例措置について、2年延長とともに、民間による様々な主体（以下「民間事業者」(※)という。）を対象として追加する。</p> <p>※ 現在の特例措置の対象以外の、一般社団及び財団法人、公益社団及び財団法人、株式会社、有限会社等の法人格を有する者</p>	
関係条文	地方税法附則第15条第35項	
減収見込額	[初年度] 精査中 (▲ 1 1 2) [平年度] 精査中 (▲ 1 1 2) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 農業従事者の高齢化が急速に進行することに加え、農業が成長産業として持続的に発展し、農産物の安定供給等の役割を果たしていくためには、将来の地域農業の担い手として期待される認定就農者の育成・確保が重要。 本特例措置は、農協等が認定就農者に利用させるための機械装置等の取得にあたっての負担軽減を図るとともに、認定就農者に機械装置等を貸し出すことにより、認定就農者の初期投資の負担を軽減することで、早期の経営確立、定着を図るものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定。以下「基本計画」という。）の第4のIの2では、「これから10年程度の間、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中であっても、我が国農業が成長産業として持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていかなければならない。」とされている。 このためには、経営規模や経営形態に関わらず、経営感覚を持った農業経営者（認定農業者、認定就農者、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農）の育成・確保を進めることが求め</p>	

	<p>られ、この達成に向けては、地域において、今後地域計画に基づく農地の集積・集約化の推進とともに、目標地図における白地農地に地域の総力を挙げたプッシュ型の支援により、認定就農者を誘致し、育成・確保していくことが必要。</p> <p>一方で、民間事業者が機械装置等を取得し、認定就農者に利用させる事例も見られており、農協等と同様に、取得にあたっての財政的な負担軽減を図り、研修農場の整備を進めることで、地域計画の実現、また認定就農者の育成・確保を加速化させる必要がある。</p> <p>以上のことから、上記特例措置を引き続き2年延長することに加えて、認定就農者の確保に向け、地域におけるプッシュ型の支援を国として後押しする観点から、民間事業者を本特例措置の対象となるよう拡充することが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 食料自給力の確保</p>
		政策の達成目標	農業生産分野における生産年齢人口（15～64歳）のうち49歳以下のシェアを他産業並みに拡大
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年
		同上の期間中の達成目標	農業生産分野における生産年齢人口（15～64歳）のうち49歳以下のシェアを他産業並みに拡大
	政策目標の達成状況	農業生産分野における49歳以下のシェア 農業 54.3%、全産業 64.0%	
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和8年度500件（見込み）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置の延長と対象の拡大により、農村地域の維持・活性化に貢献する認定就農者の初期投資による負担軽減がより一層加速し、就農意欲の喚起と就農後の経営の安定に資することにより、農業への定着等に繋がることから、将来において効率的かつ安定的な農業の担い手の育成・確保と持続可能な力強い農業構造の実現のための生産基盤となる農地の確保に資する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う農業者となることを志向する50歳未満の者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付する事業（経営開始資金）、及び就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する経営発展支援事業（令和7年度予算額：107億円の内数） ・地域の関係機関による新規就農者の誘致体制の整備、研修農場の整備、就農前後のトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援する新規就農者誘致環境整備事業（令和7年度予算額：107億円の内数） ・認定就農者に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金（令和7年度融資枠：180億円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本措置は、農業の競争力・体質強化を図り持続可能な力強い農業構造の実現を図っていくため、将来の地域農業を担う新規就農者の初期投資に係る負担を軽減し、就農意欲の喚起と就農後の経営の安定による農業への定着を、融資と税制で一体的に後押ししていくものである。

		要望の措置の 妥当性	本特例措置により、農協等が農村地域の維持・活性化に貢献する認定就農者に利用させるための機械装置等を取得し易くすることにより、認定就農者の初期投資の負担を軽減し早期の経営確立、定着を図ることができる。 地域の中心となる経営体となる認定就農者を育成・確保していくことは、持続可能な力強い農業構造を実現していくために極めて有効な手法である。
--	--	---------------	--

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<p>令和2年度：－</p> <p>令和3年度：適用件数 37 件、減収額 0.2 百万円</p> <p>令和4年度：適用件数 254 件、減収額 3.4 百万円</p> <p>令和5年度：適用件数 501 件、減収額 7.0 百万円</p> <p>令和6年度：適用件数 669 件、減収額 10.6 百万円</p> <p>※適用件数：本税制の適用を受けた機械装置数を計上</p>
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>②適用実績：474,169 千円</p>
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本特例措置により、農村地域の維持・活性化に貢献する認定就農者の初期投資による負担軽減が図られ、就農意欲の喚起と就農後の経営の安定に資することにより、農業への定着等に繋がることから、将来において効率的かつ安定的な農業の担い手の育成・確保と持続可能な力強い農業構造の実現のための生産基盤となる農地の確保に資する。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>令和5年までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>農産物販売金額が小さい基幹的農業従事者や個人経営体で雇われる常雇いの大幅な減少が主な要因として考えられる。</p>
これまでの要望経緯	<p>令和2年度創設、令和4年度及び令和6年度延長。</p>	